

平成二十二年四月六日受領
答弁第三一七号

内閣衆質一七四第三一七号

平成二十二年四月六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件で容疑者とされた人物の取調べを担当した元検察官による謝罪に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件で容疑者とされた人物の取調べを担当した元検察官による謝罪に関する再質問に対する答弁書

一について

千葉法務大臣は、検察当局が真犯人でない方を起訴し、服役させたことは、誠に遺憾なことで、あつてはならないことだと考えている。

二について

最高検察庁においては、本年四月一日、御指摘の「足利事件」の検証結果報告書を公表し、同報告書において、同事件の捜査公判上の問題点として、DNA型鑑定に関する理解・検討が不十分であり、その結果、その鑑定結果を過大に評価してしまったこと等を指摘し、再発防止のための方策として、警察において捜査本部が設置された凶悪重大事件捜査の充実強化、科学的捜査に関する研修の充実等の検察官の捜査能力の強化等を図ることとしているものと承知しており、千葉法務大臣においても、この検証結果を踏まえ、同日、係検事に関する規程（昭和三十四年法務省刑事局秘第五十八号大臣訓令）を改正し、警察本部長が捜査本部を設置した事件及び検事正が指定する凶悪重大事件を担当する「本部係検事」を新設したと

ころである。

また、千葉法務大臣は、本年二月十七日及び十八日に開催された検察長官会同において、「昨年、無期懲役刑が確定し、長期間服役していた方について再審が開始され、捜査・公判の在り方が深刻に問われる事例が発生しております。皆様には、こうした事態を真摯^しに受け止め、改めて、適正な捜査・公判活動の徹底を図っていただきたいと思えます。」旨訓示し、今後開催される会同においても、同報告書の内容を踏まえて、再発防止に努めるよう訓示する所存である。

三について

お尋ねについては、既に検察庁を退職している者の対応に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。